

## 学校法人調布学園 評議員の報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人調布学園（以下、本学園という。）評議員の報酬及び旅費の支給に関して定める。

### (報酬額)

第2条 報酬額は、次の各号に定める区分により、当該各号に定める金額を支給する。ただし、理事と評議員とを兼ねる者には支給しない。

- (1) 本学園の専任職員で評議員である者 月額 20,000 円
- (2) 前号以外の評議員 年額 150,000 円

### (支給日)

第3条 報酬の支給日は、前条第1号該当の者は、本学園教職員の例により、同条第2号該当の者は、当該年度の12月中において理事長が定める日とする。

### (期末手当及び勤勉手当等)

第4条 第2条第1号該当の者に期末手当及び勤勉手当を支給する。

- 2 前項の規定に関する細則は、本学園役員報酬支給規程第5条の規定を準用する。

### (旅費)

第5条 評議員が校務のため出張したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の支給方法は、本学園職員に対し支給する旅費の例による。

### 附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。